

藤岡市立学校の教育職員の業務量管理・ 健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

藤岡市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・本市の現状

- (1) 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 目標

- (1) 時間外在校等時間に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標・・・・・・・・ 2

3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組・・・・・・・・・・・・・・ 4

5. 実効性の確保

- (1) 藤岡市教育委員会における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 藤岡市立学校における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 保護者・地域・関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校における働き方改革の取り組みは、全国的に進められてきているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。

国においては、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、令和7年度に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号 以下「特給法」という。）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）を全部改正し、令和7年9月25日付で告示した。これにより、服務を監督する教育委員会は、改正後の特給法第8条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

群馬県においては、群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が平成29年以降、「教育職員の多忙化解消に向けた協議会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、ICT等を活用した勤務時間の記録など、具体的な取組を進めてきたところであり、同協議会からの提言を踏まえ、各関係団体等との連携により、多忙化解消の取組を進めてきた。また、令和6年3月に策定された「群馬県教育ビジョン」（第4期群馬県教育振興基本計画）では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げ、多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教育職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進している。

藤岡市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、多忙化、長時間勤務の現状を改善し、教育職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスを保つことにより、子どもとしっかり向き合う時間が確保され、学校の教育力の一層の向上や、子どもたちの健やかな成長を支えることにつながるものと考えのもと、様々な取組を進めてきた。

特に、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を推進する中で、小中一貫教育での学校要覧等の統一、小中兼務教員の活用、小学校高学年での教科担任制の導入、学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置、学校ボランティア、地域人材の活用等、多忙化解消につながる取組を進めている。

市教育委員会では、上記特給法及び国指針の改正を受けて、ここに「藤岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる推進を進めていくものである。

市教育委員会では、上記特給法及び国指針の改正を受けて、ここに「藤岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる推進を進めていくものである。

(2) 本市の現状

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年間平均	月間平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	288時間57分	24時間 5分	12%	0.6%
中学校	492時間49分	41時間 4分	44.1%	6.4%

令和6年度の月別平均時間外在校等時間は、小学校で24時間5分、中学校で41時間4分であった。小学校では月45時間を超える割合が12%、中学校では44.1%となっている。また、月80時間を超える割合は小学校では0.6%、中学校では6.4%となっている。小学校では引き続き、教育職員の意識改革、地域学校協働活動によるボランティアの活用、行事の精選等を行い、教育職員の負担軽減、時間外勤務時間の適正管理に努めていく。一方、中学校では、休日の大会引率等、部活動による時間外勤務が強いられている現状がある。引き続き、部活動の地域展開に向かって動きをつくれる競技を増やし、本市の実態に合った部活動への対応を国や県の方針を注視しながら模索していく。

こうした状況を踏まえ、教育の質の向上のため、業務量管理を適切に行うことが必要であることから、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月の時間外平均在校等時間を小学校では30時間以内、中学校では45時間以内にする。
- ・1箇月の時間外在校等時間が80時間を上回る割合を令和11年度までに0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【R5】14日
※年休調査についてはR6より隔年で実施
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【R6】5.4%
- ・ストレスチェックにおける「量的負担」の値を8%以下とする【R6】8.9%
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの総合の値を70%以下とする【R6】71.7%
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・通学路の安全確保については、地域学校協働活動等により、保護者・地域住民と連携を図りなが

ら通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や市教育委員会生涯学習課青少年補導員が行っている見回りに委ねる。
- ・ 藤岡警察生活安全課長、スクールサポーターも出席する藤岡市生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇過剰な苦情・不当要求への対応

- ・ 過剰な苦情や不当な要求への対応については、藤岡市スクールロイヤーやSC、SSWなど専門的な知見を有する専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応を行う。
- ・ 学校側は、教育的配慮の範囲内で適切に対応する。また、特定の教育職員が一人で問題を抱え込まないように、組織的な体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・ 教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員の協力を得ながら回答を行う。
- ・ 校内の情報・データを整理し、デジタルツール等の活用により、調査・統計等への負担軽減を図る。

◇ICT機器・ネットワーク設備の保守管理

- ・ ICT機器や校内ネットワーク設備の保守・管理については、端末管理支援員、委託業者を中心に整備し、教育職員の負担軽減と安定的な運用を進める。
- ・ 校務支援システムの機能等を活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校プール等の施設・設備の管理

- ・ 小学校のプールの管理業務については、学校プールを廃止し、外部委託を行う。

◇部活動の運営

- ・ 部活動の運営に関する方針に基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
- ・ 部活動の技術指導においては、部活動指導員の配置や地域展開・連携を推進することにより、教員の負担軽減を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 中学校については採点ソフトの活用により教育職員の負担軽減を図る。

- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育支援ソフトの活用により、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成、児童生徒の実態に即した教材の活用等、教育職員の負担軽減を図る。
- ・必要に応じて スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門スタッフ、警察や児童相談所、市子育て応援課などの行政機関等を活用する。
- ・不登校対応においては校内教育支援センターの活用、市教育支援センターにじの家等と連携し対応する。また、「つなぐんオンラインサポート（つなさぽ）」との連携を図り、オンラインによる学習支援・相談支援の活用を推進する。

ニ 上記3分類以外の措置の推進

◇留守番電話の対応

- ・中学校において勤務時間外の電話対応については、部活動終了後、1時間程度を経て留守番電話及び自動応答での対応を推進する。
- ・保護者や地域住民に対しては、対応可能な時間帯を明確に周知する。

◇学校行事・研修の精選・オンライン化

- ・学校行事や研修については、目的や効果を精査し、学校行事の教育的な効果も確認しつつ教育職員の業務負担軽減を図る。
- ・研修については、オンライン研修を推進し、移動時間を削減する。
- ・各校においては、年間計画の段階で会議・研修の必要性を検討し、効率的かつ効果的な運営を目指す。

◇教育課程等

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の心身の健康を守ることは、教育の質の向上に直結する重要な課題であり、本市においても喫緊の対応が求められている。本市では、教育職員の心身の健康の保持増進及び働き方改革の一環として、以下の取組を計画的かつ継続的に推進し、健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

◇働きやすい職場づくり

- ・教育職員の同僚性が高く働きやすい職場環境の整備を進める。

- ・ハラスメント防止に向けて風通しのよい学校づくりを進める。

◇有給休暇の取得促進

- ・教育職員が計画的かつ連続的に年次有給休暇を取得できるよう、環境整備を進める。
- ・定時退勤日や一斉閉校期間の設定を推進し、学校全体で休暇取得を促進する文化の醸成を図る。

◇メンタルヘルス研修の実施と相談窓口の利用促進

- ・心の健康の保持増進とメンタルヘルス不調の予防を図るため、階層的メンタルヘルス研修、セルフケア研修等を継続して実施する。また、精神科医による相談や公立学校共済組合の協力による各種相談事業を教育職員が気軽に安心して利用できるよう、更なる周知を図る。

◇ストレスチェックの実施と結果の活用

- ・全校で年1回以上のストレスチェック実施率100%を目指し、職員自身によるストレス状態の把握を支援するとともに、メンタルヘルスケアに関する情報提供やメンタルヘルス研修を通じて、メンタルヘルス不調のリスク低減を図る。

◇医師面談指導の実施

- ・月80時間を超える時間外在校等時間が発生した場合には、医師による個別面談を実施する。校長が対象教育職員を速やかに把握し、該当職員に長時間労働による健康障害リスクを十分に説明し、面接指導を実施する。また、面接後のフォローアップ体制として、産業医やスクールカウンセラーとの連携を強化し、必要に応じて勤務時間軽減措置を講じる。

5. 実効性の確保

本計画は、学校における働き方改革、多忙化解消に向けた総合的な方策の一環として策定するものであり、多忙化解消に向けた他の方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識する。また、本計画の実効性を確保するため、市教育委員会及び校長、各教育職員は、以下の取組を進める。

(1) 藤岡市教育委員会における取組

- ・市教育委員会が、学校の管理運営について責任を有し、即ち教員等の勤務時間管理及び健康管理についても責任を負う立場にあることから、各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて、校長と連携しながら、取組を推進する。
- ・教育職員の在校等時間の状況を把握し、市教育委員会のホームページにて公表することで、透明性のある業務量管理を推進する。また、総合教育会議において、計画の進捗状況を定期的に報告し、関係機関との連携を強化する。
- ・在校等時間記録、ストレスチェック等を活用し、目標達成状況を定量的に（勤務時間、業務量）および定性的（職場環境、教育職員の意識）に把握する。これらのデータは、校内研修や校長会議や教頭会議等で共有し、改善のPDCAサイクルを確立する。

(2) 藤岡市立学校における取組

- ・各学校は、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守する。
- ・各校長は、本計画や、学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教育職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備の取組を継続的に進める。
- ・各校長は、教員等の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保する。
- ・特に、規則で定める時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講じる。
- ・教員等は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録から、自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行する。

(3) 保護者・地域・関係団体との連携

- ・市教育委員会及び学校は、学校における働き方改革や本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対してホームページ等で周知し、理解を得るよう努める。